国際標準化特定戦略分野の選定案について

平成 22 年 5 月 18日

国際標準化戦略タスクフォース

1. 検討経緯

国際標準化戦略タスクフォース(「タスクフォース」)は以下の経緯で検討を行った。

- (1)平成22年4月22日 知的財産戦略本部企画委員会(第1回) 企画委員会の下に、タスクフォースの設置を決定(委員については別紙1参照)
- (2)平成22年5月11日 タスクフォース会合(第1回) 座長選出、座長代理の指名、タスクフォースミッション(別紙2)の決定 国際標準化特定戦略分野の選定の考え方について議論
- (3)平成22年5月18日 タスクフォース会合(第2回) 国際標準化特定戦略分野の選定について議論、選定案取り纏め

2. 分野選定の考え方

本タスクフォースは、今後世界的な成長が期待され、我が国が優れた技術を有する代表的な分野に選択と集中を行うという考えのもと、各府省から提出された国際標準化特定戦略分野候補について、

- ① 市場の規模・成長性(現在・今後の市場規模(主として世界市場)及びその成長性)
- ② 当該分野の広がり(当該分野における産業の裾野の広がりや波及効果)
- ③ 我が国の優位性(我が国産業の技術上・事業上の優位性)
- ④ 国際標準化の意義(国際標準化による我が国産業の育成や国際競争力への影響) の4つの観点を勘案した総合的な検討を行い、「国際標準化特定戦略分野(案)」を選 定することとした。

3. 国際標準化特定戦略分野選定案

本タスクフォースは、第1回及び第2回会合での検討を踏まえ、今般選定するまず注力 すべき国際標準化特定戦略分野は、官民一体となって推進すべきものであり、下記①~③ を認識しつつ、以下の7分野とすることが適当と考える。

- ① あらゆる技術分野のイノベーションインフラとなり得るような分野、IT 技術等を活用した標準が国際公共財として機能するような分野、国際標準化の意義が一定程度把握され今後より戦略的な展開という観点で強力な支援が有効である分野もまた重要であること
- ② 今般の選定案への採否とは関係なく、各関係府省において、また、各府省横断的に 連携を行いより多くの分野について国際標準化への戦略的な取組みを実施すること とが重要であること
- ③ 今般の選定案に採用されなかった分野についても、将来的に国際標準化特定戦略 分野として選択される可能性があること

	分野	担当府省
(1)	先端医療	(内閣府、文部科学省、
	(iPS細胞、ゲノム、先端医療機器)	厚生労働省、経済産業省)
(2)	水	(厚生労働省、経済産業省、
		国土交通省、環境省)
(3)	次世代自動車	(経済産業省、国土交通省)
(4)	鉄道	(経済産業省、国土交通省)
(5)	エネルギーマネジメント	(総務省、経済産業省)
	(スマートグリッド、創エネ・省エネ技術、蓄電池)	
(6)	コンテンツメディア	(総務省、経済産業省)
	(クラウド、3D、デジタルサイネージ、次世代ブラウザ)	
(7)	ロボット	(厚生労働省、経済産業省)

4. 今後の進め方

5月19日(水) 企画委員会

・ 国際標準化特定戦略分野を含む「知的財産推進計画2010(案)」を決定

5月21日(金) 知的財産戦略本部会合

・「知的財産推進計画2010」を決定

6月~8月 タスクフォース会合(第3回以降)

各分野について個別ヒアリングを実施

・国際標準化戦略策定に当たっての基本的考え方(チェックリスト)の作成

8月頃 企画委員会

各府省に国際標準化戦略の策定を指示

9月以降 タスクフォース会合及び事務局

・各府省における戦略策定のフォローアップ (各府省における作業スケジュール、予算要求状況についての フォローアップを含む)

本年度内 タスクフォース会合

各府省が策定した戦略の取りまとめ、企画委員会への報告

来年度以降 タスクフォース会合及び事務局

各府省における戦略の実施状況のフォローアップ

国際標準化戦略タスクフォース名簿

(有識者)

〇 小川 紘一 東京大学知的資産経営・総括寄付講座特任教授

上條由紀子 金沢工業大学大学院工学研究科准教授

岸 宣仁 日本大学大学院知的財産研究科講師

◎ 妹尾堅一郎 NPO法人産学連携推進機構理事長

南雲 弘行 日本労働組合総連合会事務局長

野間口 有 独立行政法人産業技術総合研究所理事長

山田 肇 東洋大学経済学部教授

(実務担当)

近藤 賢二 内閣官房知的財産戦略推進事務局長

林 幸宏 内閣官房国家戦略室参事官

◎:座長 ○:座長代理

国際標準化戦略タスクフォースのミッションについて

平成 22 年 5月11日 国際標準化戦略 タスクフォース決定

国際標準化戦略タスクフォースは、民間が主導的に行う国際標準化のための取組に対し、政府を挙げて強力に支援するため、以下のことを行う。

- 1. 政府として国際標準化を強力に支援する分野として「国際標準化特定戦略分野」の案を選定する。その後、同分野の決定は知的財産戦略本部が行う。
- 2. 知的財産戦略本部において「国際標準化特定戦略分野」が決定された後は、各府省・ 民間における各分野の戦略策定を支援するため、次のことを行う。
 - a) 各分野の戦略を策定する際の基本的な考え方を提示する。
 - b) 各府省·民間における戦略策定プロセスについて必要な指導・助言を行う。
 - c) 各府省·民間が策定した各分野の戦略案を企画委員会に報告する。
- 3. 各分野の戦略が策定された後は、責任者・関係者から適宜ヒアリングを行うなど、戦略の実施状況をフォローアップする。